

船舶事故等調査報告書

平成25年10月24日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012横第187号
事故等種類	運航不能（絡索）
発生日時	平成24年10月25日（木） 08時54分ごろ
発生場所	千葉県勝浦市勝浦港南東方沖 勝浦市所在の勝浦灯台から真方位135° 4.9海里付近 （概位 北緯35° 04.9′ 東経140° 23.4′）
事故等調査の経過	平成24年10月29日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	モーターボート <sup>フィッシャーマン</sup> Fisherman、3.6トン
船舶番号、船舶所有者等	235-46612千葉、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	不明
事故等の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者2人を乗せ、勝浦港南東方沖において、錨泊して釣りを行っていたところ、平成24年10月25日08時54分ごろ、錨索が推進器に絡まり、主機が運転できなくなって、航行不能となった。 船長は海上保安庁に救助を求め、本船は、10時32分ごろ来援した巡視艇にえい航され、13時30分ごろ勝浦港に入港した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北西、風力 2 海象：波高 約1.5m、潮汐 低潮時
分析	
乗組員等の関与	不明
船体・機関等の関与	不明
気象・海象の関与	不明
判明した事項の解析	本船は勝浦港南東方沖で釣りをして錨泊中、錨索が推進器に絡んだことから、主機が運転できなくなって運航不能となったものと考えられるが、船長から情報が得られなかったため、その状況を明らかにすることはできなかった。
原因	本インシデントは、本船が勝浦港南東方沖で釣りをして錨泊中、錨索が推進器に絡んだため、主機が運転できなくなったことにより発生したものと考えられる。